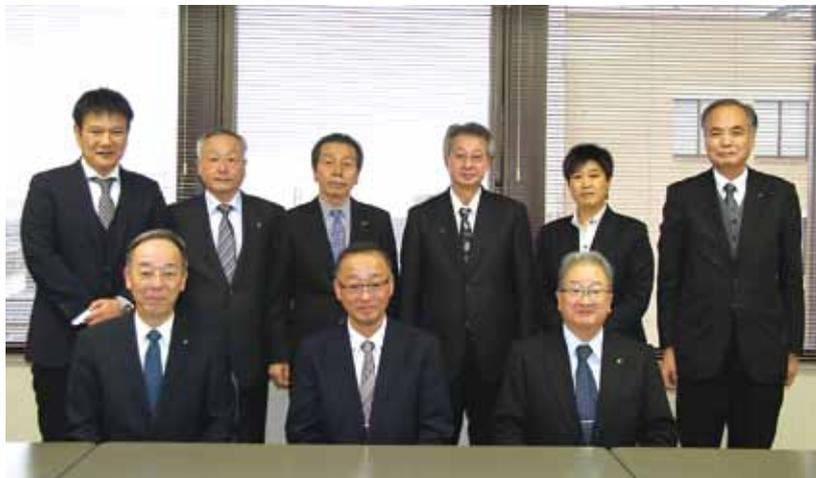


特別座談会

署長年頭インタビュー



出席者

- 高岡税務署長 杉本 一
- 広報委員長 西村 博邦 (西村工業株)
- 副委員長 稲田 祐治 (加越能バス株)
- 広報委員 久住 善行 (イセ株)
- // 多田勢津子 (第一物産株)
- // 土田 一清 (三幸株)
- // 西川 隆宏 (西川工業株)
- // 原田 義夫 (株アーススクリーン21)
- 専務理事 坂井 昌彦

西村： 明けましておめでとうございます。本年も、よろしくお願いたします。

署長： 皆さん、明けましておめでとうございます。こちらこそ、よろしくお願いたします。

西村： 本日は、杉本署長にはご多用の中、公益社団法人高岡法人会の広報誌インタビューをお受けいただき、ありがとうございます。

広報委員会では、署長の人となりを知っていただくため、107号からインタビュー形式に取り組んでおり、杉本署長にご協力をお願いした次第です。

今月発行の115号に掲載いたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、出身地、経歴等も含めて自己紹介をお願いします。



署長： 私は人前で話すことがとても苦手で、署長を3署もやれば「話し上手、聞き上手になる」にならないのかもしれませんが、この年齢になっても達成できていません。本日も、不安で一杯ですが、よろしくお願いたします。

生まれは福井県大野市で、20代前半まで住んでいました。大野の街は、織田信長の家来であった金森長近が造った城下町で、小高い山にお城を建て、市街地は碁盤の目のように道路が整備され、町並みや風情が京都に似ていることから「越前の小京都」と呼ばれています。

大野市には400年以上続いている七間朝市、平成の名水百選に選ばれている本願清水、天空の城として



脚光を浴びている越前大野城があります。私にとってお城は麓から眺めるもので、まさか雲の上から「雲海に浮かぶお城」が見えるとは考えてもみませんでした。天空の城を見るには、10月か11月が良いそうですが、見えるのは年に5日ぐらいしかなく、天空の城が見るのはとてもラッキーな人だと言えます。天空の城から、物事は一方向から見ただけでは不十分、あらゆる角度から見なくてはいけないことを最近になって思い知らされました。

平成6年にJR芦原温泉駅まで徒歩10分、「関西の奥座敷」である芦原温泉まで車で10分の場所に自宅を建て、それ以来、福井県あわら市に住んでいます。高岡税務署へは毎朝6時前に自宅を出て約2時間掛けて通勤しています。

自己紹介でいつもお話しさせていただいています。私の名前は、逆さから読むと「一本杉」になります。覚えやすくインパクトもあるので、私自身とても気に入っています。

国税の職場には、キャンディーズが解散し、サザンオールスターズが勝手にシンドバットでデビューした昭和53年に金沢国税局へ採用となり、税務大学校名古屋研修所で一年間の研修を受け、福井税務署間税

部門に配属されました。

その後、武生、小浜、大野、金沢の各税務署と金沢国税局で勤務し、昨年7月に高岡税務署に着任しました。また、名古屋国税局への出向経験もあり、税務大学校名古屋研修所で教育官（消費税担当）を、岐阜南税務署では副署長（管理運営・徴収・法人担当）を経験させていただきました。

これまで間接税関係の仕事に多く従事しており、所得税、物品税、入場税、揮発油税、印紙税の仕事のほか、平成元年の消費税導入に伴い、消費税の円滑な導入のための仕事にも従事しました。さらに、庁舎の改修工事等の営繕事務にも携わりました。



西村： 税務大学校の教育官を経験されたとおっしゃられたので、人前で話すことが苦手だということはないと思いますが。

署長： テレビで学園ドラマがあり先生もいいなと思っていたところ、教育官への発令がありました。

自分より20歳ほど若い方に、税法の講義のほか、交代で学寮に宿直し、研修生の質問に答えたり、寮生活に対して指導したりしました。

久住： 消費税導入の時のお話がありましたが、当時、苦心されたこと、今回の増税についてお考えがあれば教えていただければと思います。



署長： 導入当初は、納税者の皆様に申告していただくことが大事でしたので、ソフトランディングの措置として、基準期間における課税売上高がわからない方への特例などもありました。消費税は基幹税目として定着していますが、今回、軽減税率が初めて導入されましたので、負担の公平からも、しっかり周知していく必要があると考えております。



稲田： 前任の蛸谷署長も穏やかな方でしたが、杉本署長が着任されて理事会でお顔やご発言をお聞きして、非常に穏やかな方だなと思いました。

ところで、富山県内の勤務のご経験や、高岡税務署に着任されて、高岡の第一

印象についてお聞かせいただければと思います。

署長： 富山県内で仕事をしたことはありませんが税務署勤務は初めてとなります。還暦と定年を迎え、人生の節目で現役最後の年に高岡税務署に勤務させていただくことになりました。

高岡税務署管内には、伝統的工芸品として指定を受けた高岡銅器、高岡漆器、越中福岡の菅笠があり、作り手の技術が脈々と受け継がれています。また、高岡市の山町筋や金屋町など古い町並みが残っており、歴史や伝統を大切にされている地域だと感じています。

新元号「令和」の出典である万葉集がクローズアップされています。高岡税務署管内は万葉集の最終編者と目される大伴家持が越中守在任中の5年間で多くの和歌を詠んだ地域で、高岡駅前には大伴家持像が設置されています。私には万葉歌人のような歌心はありませんが、四季折々の風情を楽しみたいと思っています。

原田： わが社には、この前まで、大野市出身の事務員がおり、織田信長の家来であった金森長近の話も聞いていました。



ところで、杉本署長は、小浜署、武生署の署長もされたとお聞きしましたが、高岡署長に着任されての抱負をお聞かせください。

署長： 高岡税務署に着任して早や半年が過ぎました。7月に着任した際、職場が明るくなくては良い仕事ができないということで、職員に①お互いが思いやりの気持ちを持って、楽しく仕事し残り多く充実した一年にすること、②挨拶は人として最も大切なこと、挨拶とは相手の心を開いて相手に迫ることであり、明るく・生き生きと・爽やかに・続けること、挨拶されたら必ず返すこと、③何事も時間が解決してくれるので、一人で悩まずに周りの人に相談するようお願いしました。

私は、毎朝、署内を巡回し挨拶しています。そして、できるだけ職員一人一人と目を合わせるようにしています。挨拶はコミュニケーションの入口であり、挨拶することでお互いの距離が近くなり、何でも話し合える関係になっていく、ハラスメントのない職場になっていくと信じています。

昨年10月に消費税が改正され、税率が10%に引上げとなり同時に軽減税率制度が導入されました。高岡税務署としましても、事業者の皆様の事前準備が着実になされるよう、事業者に対して幅広い周知・広報などの取組を行っています。新年となり令和元年分の確定申告期が近づいて来ました。高岡税務署では、確定申告のときは、1日350の方が来署され、長時間お

待ちいただいております。スマホとかパソコンを使って申告書を作成することができますので、納税者の皆様の利便性の観点からも、今年は、「軽減税率制度の定着」のほか「スマホ申告」をキーワードに進めたいと考えております。

西村： 職員への接し方をお聞きして、組織を維持するときの必要性といいますか組織論を、署長さんは一生懸命されていると思いましたが、今、一番、世の中で問題となっているパワハラやモラハラなどについて、税務署では、どのような対応をされていますか。

署長： 税務署では、ハラスメント防止の研修のほか、幹部職員が職員と面談して、身上や心情を把握しています。

久住： これまでの勤務の中で一番印象に残っている仕事あるいは経験がございましたら教えてください。

署長： 印象に残っているのは、税務大学校名古屋研修所の教育官の2年間です。

この研修所は、国家公務員Ⅲ種試験合格者（高校卒業程度）に対して税務職員としての基礎を学ばせる研修の場であり、全員が学寮に住み24時間一緒に生活しています。同期の仲間と苦楽を共にすることで、心に強く残る経験となっています。全寮制は、高校卒業直後の職員もいますので、社会人としての基本的なマナーも含めて教育するという狙いがあります。金沢国税局に採用された職員の研修は、現在、大阪府枚方市にある税務大学校大阪研修所で実施しています。

教育官は、授業のほか生活指導もします。宿直のときには、各部屋を巡回し、研修生の質問に答えたり、相談に乗っていました。

人前で話すことが苦手な私にとって、これから国税組織を背負っていくことになる若者に対して税法（消費税・間接諸税）を教えるということでプレッシャーはありましたが、同僚やそして何よりも研修生から大きなパワーをもらい、何とか職務を全うできました。先生らしき事も経験できた2年間でした。



土田： 先般、名古屋に用事があり、時間があつたので、先ほどお話がありました天空の城の大野城に登って来ました。坂が急で疲れましたが頂上まで登りました。ところで、署長さんの人生観、信念、座右の銘などございましたらお願いします。

署長： 座右の銘というものはございませんが、普段から心に留めている言葉があります。「和顔愛語」という言葉で、「和やかな顔で、相手を愛しみ語りかける」という意味です。腹が立つことがあっても怒らない。（10秒ほど我慢すれば落ち着くそうです。）不愉快な顔を見せれば、次々と伝染してその場が沈んでしまいます

が、逆に笑顔は周りを温かくしてくれます。しかし、人間には喜怒哀楽がありますので、いつも笑顔という訳にはいきません。大切なことは相手を傷つけてしまったと気付いた時に、その気持ちを伝えることだと思っています。

曹洞宗の開祖である道元禅師は、「愛語」は日常の挨拶から始まると話されています。「おはようございます」などの挨拶は基本中の基本、社会人として一番大切なことで人間関係を和やかにします。また、家庭では「ありがとう」、「いってらっしゃい」、「ただいま」といった挨拶により、夫婦、親子間の親密さが生まれ心の絆が結ばれていくのだと思います。

多田： 家庭や職場でコミュニケーションを大事にされておられるということですが、お気遣いをされるとストレスもたまると思いますが、ストレス発散するという中で、余暇の過ごし方とか趣味など、ご自身のケアはどうされていますか。



署長： ストレスはあまり感じないのですが、たまに、食べることでストレスを発散することもあります。

趣味と言えば、歴史には興味があります。

今年のNHK大河ドラマは「麒麟がくる」主人公は明智光秀です。光秀は織田信長に見出され表舞台に出るまで謎が多く、どのような人生を送ったのか明確ではありません。古文書などから推測すると、美濃と越前を行き来していたようで、福井県内には、光秀ゆかりの称念寺という時宗のお寺や地元で「あけつつあま」と呼び慕われている明智神社があります。

以前、第一生命が毎年募集しているサラリーマン川柳に「退職金 もらった瞬間 妻ドローン」という川柳がありました。そのようなことにならないように何か妻と同じ趣味を持たなければと思っていたのですが、数年前から神社仏閣を巡り御朱印をいただくことが共通の趣味になりました。木々の生い茂った参道を歩いていると新鮮な気分になりますし、仏像に手を合わせていると仏様が優しく語りかけてくるように感じて心がとても落ち着きます。

富山県内にも歴史を感じる場所が多くあります。瑞龍寺など主な神社仏閣は行っていますが、さらに深く歴史に触れて行きたいと思っていますので、「行ってみられ」という場所がありましたら是非教えてください。

また、猫の額ほどのスペースですが家庭菜園にも挑戦しています。毎年育てていますがなかなか上手いきません。去年は、ナス・きゅうり・ピーマンが豊作で、

多少は家計の足しになったのかなと思っています。

西村： 歴史に造詣が深く、また、家庭菜園も含めて夫婦仲睦まじくされていますね。



西川： 署長さんは、毎朝、署内を巡回し、職員と目と目を合せてとおっしゃりましたが、税務署の受付に行くと後ろに衝立があり、職員が見えません。衝立を透明にするなどして職員が仕事をしている姿を見せることも大切だと思います

が、それも含めて、今後の税務行政の将来像などについてお願いします。

署長： 税務署窓口に対する貴重なご意見ありがとうございます。今後の税務署窓口の在り方の参考とさせていただきます。

税務署では平成 21 年 7 月から「内部事務の一元化」を実施しておりまして、納税者の皆様の利便性を図る目的で、高岡税務署においても 1 F の玄関を入ってすぐの場所に「総合受付」を設置しております。「総合受付」は多くの納税者の皆様が入り出す場所でもありますので、個人情報に細心の注意を払うべく事務室に工夫を凝らしているところです。ご理解をいただきたいと思います。

最近、経済のグローバル化、国際化や ICT の発展など、税務行政を取り巻く環境が変化しており、また、AI が進展する中で、国税庁は平成 29 年 6 月に、概ね 10 年後の税務行政をイメージした「税務行政の将来像」を公表し、この将来像の達成に向けて努力していくこととしています。

この「将来像」の中で、国税庁は「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を二本柱として、税務行政のスマート化を目指すこととしております。具体的な取組として 2 点申し上げます。

1 点目は、各税務署で行っている事務処理を集中化することで、もっと効率的に事務処理ができるのではないかという考えのもと、一部の事務について国税局や一部の税務署で事務処理の集中化を試行しております。

2 点目は、相談事務に AI 技術を活用できないかも検討しており、「チャットボット」と言いまして、皆様からの税務相談に AI が答えていくシステムで、皆様がパソコンやスマホに向い質問事項を入力すると AI が答えてくれるシステムですが、今年の確定申告期において試行的に導入することになっています。

また、「正直者には尊敬的、悪徳者には畏怖的」昭和 24 年の国税庁開庁に当たり、当時の GHQ の内国歳入課長であったハロルド・モス氏から贈られた言

葉で、「国税職員は、大多数の誠実な納税者にとっては信頼できる存在でなくてはならず、逆にほんの一部の悪質な脱税者からは恐れられる存在でなければならない。」という意味です。

税務行政は国民の皆様の信頼の上で成り立っていますので、皆様から信頼される税務署でありたいと思っています。そのためには、職員一人一人が不正は許さないという正義感を持ち、国民の皆様から信頼されるよう努力すること、税金のプロになることが大切だと考えています。

西村： 最後に、法人会に対するご意見・ご要望等がございましたら、お聞かせください。

署長： 私どもは、税の広報・相談・指導・調査を通じて、納税者の皆様に適正申告・期限内納税を遵守していただくよう努めていますが、税務署だけでは限界があり、税の良き理解者である高岡法人会の皆様方の力添えが是非とも必要と考えています。

高岡法人会におかれましては、児童に対する租税教室、絵はがきコンクール、税法研修会などの活動を積極的に展開されており感謝申し上げます。

法人会は異業種の集まりです。社会貢献活動だけでなく、会員間の親睦を図ったり事業拡大の機会を創設する場でもあると思います。できるだけ多くの会員が活動に参加し、楽しく活動していただければと願っていますし、新しい仲間を誘っていただき組織の拡大にも寄与していただければと思っています。

法人会活動に少しでも税務署がお役に立てるのであれば、喜んで協力させていただきますので、今後ともよろしくお願いします。

西村： 私ども法人会こそ、会活動において、税務ご当局のご指導・ご支援が不可欠でございますので、今後も、会員企業の健全な発展のため、研修会・説明会等への講師派遣・助言を引き続きお願いいたします。

本日は、大変お忙しいところ、長時間にわたっていろいろなお話をいただき、ありがとうございました。

杉本一高岡税務署長略歴

平成 21 年 7 月	金沢税務署派遣	酒類業調整官
平成 22 年 7 月	岐阜南税務署	副署長
平成 24 年 7 月	福井税務署	特別国税調査官 (総合調査担当)
平成 25 年 7 月	金沢国税局	総務部 営繕監理官
平成 27 年 7 月	小浜税務署	署長
平成 28 年 7 月	武生税務署	署長
平成 29 年 7 月	金沢国税局	総務部 会計課長
令和 元年 7 月	高岡税務署	署長

第36回「法人会全国大会」三重大会

令和元年 10月3日(木) 津市産業スポーツセンター



10月3日(木)、三重県の津市産業スポーツセンター(通称サオリーナ)に全国から1,800余名(当会から川西会長他2名)の会員が集い第36回「法人会全国大会」三重大会が盛大に開催された。サオリーナは、津市出身の女子レスリング金メダリスト吉田沙保里さんに因んだ名称である。

第1部では、「皇室と神宮」と題し、伊勢神宮広報室広報課長の音羽悟氏が記念講演を行った。

第2部の式典では、主催者を代表して小林栄三全法連会長の挨拶のあと、星野国税庁長官、鈴木三重県知事、前葉津市長から祝辞があった。

次に、平成30年度の会員増強・研修参加率向上・福利厚生制度推進について顕著な成果を挙げた県連に対する表彰を行った。

続いて、全法連の税制委員長による令和2年度税制改正に関する提言の報告、昨年の「青年の集い」岐阜大会において最優秀賞を受賞した金沢法人会青年部による「租税教育活動の報告」が行われた。

最後に、「大会宣言」が朗読されあと、次回開催地である岩手県法人会連合会会長より招聘のプレゼンテーションが行われ、大会は滞りなく終了した。



令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。大規模金融緩和の効果が期待できなくなった上、米中の経済摩擦によるマイナスの影響が顕在化してきたためである。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策がわが国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めており、わが国の長期債務残高は先進国の中で突出して悪化している。また、わが国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題も抱えている。社会保障の恒久的安定財源である消費税は、今般、税率が10%に引き上げられたが、今後の社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、「受益」と「負担」の均衡に向けた議論を早急に開始することが重要である。

中小企業は、地域経済と雇用の担い手である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持するとともに、わが国経済の礎として、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制のさらなる拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、令和という新しい時代を迎え、ここ三重の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和元年 10月3日
全国法人会総連合 全国大会

令和2年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のP/B黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。

- (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となつてはならない。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を達成した。2019年度から2021年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保すべきである。
- (5) 国債の信託が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隼より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した

賃金体系による人件費の抑制。

- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税嫁越対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

“先進国クラブ”と称されるOECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、

非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になろう。

「ふるさと納税制度」の返礼品アビール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかねばならない。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長すること。（「個別事項」参照）

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

基本的な課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
 - (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれていたため、大幅に引き上げる。
 - (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
3. 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
4. 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

～税を考える週間～

国会議員・3市長へ提言書を持参!!

令和2年度 税制改正に関する提言

高岡法人会役員が、税を考える週間(11/11～17)にあわせ、国会議員・市長に税制改正について直接お会いし説明を行い、提言活動を行った。

高橋正樹 高岡市長(11月15日) 【於 高岡市役所】

川西 邦夫 会長
西村 博邦 副会長
開 章夫 青年部会会長
廣瀬 優子 女性部副会長
坂井 昌彦 専務理事



林 正之 氷見市長(11月15日) 【於 氷見市役所】

清水 幸雄 副会長
中村正一郎 青年部会理事
北 順子 女性部常任理事
坂井 昌彦 専務理事



夏野元志 射水市長(11月12日) 【於 射水市役所】

牧田 和樹 副会長
林 和彦 副会長
新川 篤志 青年部会副会長
塩井 達郎 青年部会副会長
小川ゆり子 女性部副会長
笹谷 幸子 女性部副会長
坂井 昌彦 専務理事



橘慶一郎衆議院議員(11月17日) 【於 高岡商工ビル】

川西 邦夫 会長
西村 博邦 副会長
花田 修一 副会長
高野 裕史 青年部会副会長
渡辺佳世子 女性部会長
坂井 昌彦 専務理事



雇用管理研修会

令和元年8月8日(木)



- 【場 所】 富山県高岡文化ホール 多目的小ホール
 【第一講座】 講師 みやもと社会保険労務士事務所
 社会保険労務士 宮本 敦子 氏
 演題 進んですか働き方改革
 ～年次有給休暇取得義務化の注意点、時間外
 労働の削減その他の実務対応等～
 【第二講座】 講師 (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部
 高年齢・障害者業務課 担当官
 【受講者】 会員 87名

改正税法研修会

令和元年9月4日(水)

- 【場 所】 富山県高岡文化ホール 多目的小ホール
 【講 師】 高岡税務署 法人課税第一統括官 土部 敏春氏
 「法人会自主点検チェックシートについて」
 高岡税務署 法人課税審理専門官 老田 時男氏
 「法人税等の税制改正について」等
 高岡税務署 個人課税第一部門上席国税調査官 中川 良介氏
 「所得税の税制改正について」
 【受講者】 会員 109名



決算期別研修会



- 【講 師】 高岡税務署 法人課税審理専門官 老田 時男氏
 【場 所】 高岡商工ビル 4階会議室
 【内 容】 ・決算における主な注意点(改正点含む)
 ・消費税軽減税率制度について 等
 ◎ 8月～10月決算法人対象
 【開催日等】 令和元年9月10日(火) 会員 11名
 ◎ 11月～1月決算法人対象
 【開催日等】 令和元年12月6日(金) 会員 17名

税経セミナー

令和元年9月19日(木)

- 【場 所】 高岡商工ビル 4階会議室
 【講 師】 株式会社天職プロデュース
 代表取締役 松田 隆太 氏
 【演 題】 読み手の心に響く文章力講座
 【受講者】 会員 16名



法人税実務講座(中級)



- 【場 所】 高岡商工ビル 4階会議室
 【講 師】 税理士 油谷 奈津紀先生
 【開 催 日】 9月24日、10月2日、10月9日
 10月16日、10月23日、10月29日
 【受講者】 会員 46名



支部研修会

水見支部税務研修会

- 【開催日】 令和元年 10月18日(金)
 【参加者】 会員 17名
 【場 所】 水見市ふれあいスポーツセンター
 第一講座 高岡税務署長 杉本 一氏
 「国税庁レポート」
 第二講座 みやもと社会保険労務士事務所
 社会保険労務士 宮本 敦子氏
 「働き方改革の解説と実務対応」



射水支部税務研修会

- 【開催日】 令和元年 11月12日(火)
 【参加者】 会員 21名
 【場 所】 射水市中央公民館(高周波文化ホール3F)
 第一講座 高岡税務署長 杉本 一氏
 「国税庁レポート」
 第二講座 山本一孝税理士事務所 山本 一孝氏
 「相続・贈与の税金」

福岡支部税務研修会

- 【開催日】 令和元年 11月15日(金)
 【参加者】 会員 12名
 【場 所】 Uホール
 第一講座 高岡税務署長 杉本 一氏
 「国税庁レポート」
 第二講座 高岡税務署 法人課税第一統括官 土部 敏春氏
 「消費税の軽減税率制度等について」



異業種交流視察研修旅行

令和元年 10月30日(水)

信州上田『松茸料理と別所温泉の旅!』

【参加者】 会員 30名

今回の行先は信州上田方面。海野宿、松茸料理と別所温泉が見所食べ所。

参加費が安くなったのと松茸料理が効いたのか沢山の参加があった。

まずは、日本の道百選にも選ばれた海野宿に隣接した白鳥神社で参拝。

この神社は、木曾義仲が挙兵し戦勝祈願したことで有名。

海野宿は百棟もの歴史的建造物が並ぶ古い町並みで、江戸時代には宿場町だったのが明治以降蚕産で栄えたのだそう。観光ガイドさんの丁寧な説明に見ごたえたっぷりです時間が足りないほど。

お腹が空いた所でいよいよ上田きのこむら深山中で昼食。松茸鍋、松茸土瓶蒸し、松茸ご飯、松茸入り煮物、松茸入りソバ、田舎きのこ汁、きのこ天ぷら、辛子しめじと、松茸・きのこのオンパレード。料理に舌鼓を打ちビールに熱燗でほろ酔いでいい気分。食後は信州の鎌倉と呼ばれる別所温泉で北向観音や安楽寺国宝八角三重塔など古刹を各自散策。外湯を2軒はしごして満足至極の一日だった。(共益事業推進委員 竹中伸行)



第33回「法人会全国青年の集い」大分大会

湧き上がれ！未来を動かす熱きパワー ～「豊の国おおいた」からの第一歩～



11月7日、8日の両日、iichiko 総合文化センターに、全国の法人会青年部会の青年経営者 2,500 余名（当会青年部会から開部会長ほか 10 名）の会員が参集し、「第33回法人会全国青年の集い」大分大会が盛大に開催された。

初日は、全国各地より選抜された局連代表による租税教育活動のプレゼンテーションが行われた。来年の島根大会では、高岡法人会が金沢局連代表としてプレゼンテーションをすることになっており、一同真剣に聞き入っていた。

2日目は、部会長サミットで、青年部の活動の新たな取り組みとなる「財政健全化のための健康経営プロジェクト」～日本の未来を担う子供たちのために～の普及、浸透に向け活発な意見交換を行った。午後の大会式典では、租税教育活動のプレゼンテーション最優秀単位会の宮崎県都城法人会「人の思いやり支え合う心」～未来のために今、できることから始めよう～の表彰や部会員増強表彰、大分大会宣言、大会旗伝達、次回開催地の島根大会（11月6日開催）PRがあり、式典は成功裡に終了した。

その後、ファッションモデル「アン ミカ」氏の「ポジティブ志向～健康な心と体で未来を動かす～」と題した記念講演があり、今後、「健康経営」を推進していくうえで取り込んでいくことができる貴重な学びの機会となった。

青年部会セミナー

令和元年 12月9日(月)

- 【場 所】 ホテルニューオータニ高岡 4階
- 【参加者】 15名
- 【講 師】 北陸地区法人会連合会青年部会連絡協議会
会 長 小杉 善文 氏
- 【受講者】 「財政健全化のための健康経営プロジェクト」



租税教育バス

令和元年8月27日(火)

女性部会では、射水市立太閤山小学校6年生69名と県内の公共施設を見学する租税教育バスを運行した。今年度は、高岡税務署、富山県議会議事堂、富山地方裁判所を訪れ、税金の大切さについて学んだ。

児童からは、「税金のおかげでわたしたちが学校に行け、生活できている事がわかり、税金に対する考え方が変わりよい印象になりました。」等の感想が聞かれた。



親子で学ぼう租税教室

令和元年10月5日(土)

青年部会では、高岡市立牧野小学校5年生の親子を対象とした『タックスクエスト～学校の謎～「税金ってなんだろう?」親子で学ぼう租税教室』を実施した。

当日は、親子120名が学校を探検して、体育館、プール、ピアノなどの金額あてクイズに挑戦した後、税金がなくなった社会のDVDを放映、税金クイズも行われた。

参加した児童からは「遊び感覚で学べて面白かった」親からは「親子で税について知る良い機会であった」などの意見が寄せられるなど好評であった。



租税教室

小学6年生を対象に、青年部会・女性部会のメンバーが講師となって、税金の無くなった社会はどうなるのかという内容のDVDや税金に関するクイズによる租税教室を行った。



令和元年11月18日
高岡市立伏木小学校 45名



令和元年11月26日
高岡市立戸出西部小学校 61名



令和元年12月3日
射水市立小杉小学校 105名



令和元年12月17日
射水市立片口小学校 43名



令和元年12月9日
氷見市立十二町小学校 11名



令和元年12月12日
氷見市立宮田小学校 36名



令和元年12月19日
氷見市立朝日丘小学校 43名

射水福祉会いみず苑へ寄附



渡辺会長・笹谷副会長・四方監事は、令和元年7月23日(火)に射水市の射水福祉会いみず苑を訪れ施設長へ10万円を寄附した。

同法人は、知的障害者福祉の拠点として多くの利用者を受け入れ様々な支援活動を展開している。寄附金は、全自動血圧計の購入費用に充てられた。

保育園・社会福祉施設へ手作り雑巾を寄贈

女性部会は、会員による手作り雑巾と研修会等で集めた未使用タオルを高岡市、射水市の保育園、氷見市の福祉施設に寄贈した。

女性部会が地域に根付いた社会貢献活動の一環として平成16年から毎年実施している。施設の方々から感謝の言葉や園児の歌、踊りなどで歓迎された。



令和元年10月10日(木)
射水市 下村保育園



令和元年10月28日(月)
高岡市 野村保育園



令和元年11月7日(木)
氷見市 みんなの家のどか

『税に関する絵はがきコンクール』応募用紙を寄託

令和元年9月5日(木)

富山県法人会連合会女性部会連絡協議会では、社会貢献、租税教育活動の一環として、全国で実施されている「税に関する絵はがきコンクール」の応募用紙を19,400枚作成し、県下4法人会女性部会に配付した。高岡法人会女性部会では、高岡税務署管内小学生の租税教育活用のために、渡辺女性部会会長から杉本高岡税務署長へ応募用紙5,500枚を手渡し、各小学校への配布をお願いした。



先進地視察

令和元年9月9日(月)

9月9日、女性部会は岐阜県を訪れた。老舗旅館「無水亭」の女将による薬草茶ワークショップに参加し、薬草について説明を受けた後、自分に合った薬草茶を作成、試飲を行った。その後、懐石料理を頂き古川の街並みを散策した。



お祝い ～令和元年秋の叙勲で旭日小綬章を受賞～

酒井 道行 様

(公社) 高岡法人会 副会長
富士コン株式会社 代表取締役社長
(酒類業振興功労)

受章おめでとう
ございます

河上 弥一郎 様

(公社) 富山県法人会連合会 会長
河上金物株式会社 代表取締役社長
(納税功労)

令和元年度 納税表彰式が挙行される!!

令和元年度金沢国税局長納税表彰式が11月1日 KKR ホテル金沢にて、高岡税務署長合同納税表彰式が11月18日高岡市ふれあい福祉センターにて挙行された。

この表彰は、多年にわたり納税道義の高揚と正しい税知識の普及、申告納税制度の発展に努められた方々に贈られるもので、法人会功績者として、次の方々が受賞されました。

金沢国税局長表彰

西村 博邦 様

(公社) 高岡法人会 副会長
西村工業株式会社 代表取締役社長



高岡税務署長表彰

北村 耕作 様

(公社) 高岡法人会 常任理事
キタムラ機械(株) 専務取締役



寺下 利宏 様

(公社) 高岡法人会 常任理事
(株)ソシオ 代表取締役社長



輪達 光春 様

(公社) 高岡法人会 常任理事
(株)トナミホールディングス 常勤監査役



税を考える週間 特別講演会



- 【開催日】 令和元年 11月13日(水)
- 【会場】 富山県高岡文化ホール(多目的小ホール)
- 【参加者】 会員43名、一般10名
- 【講師】 総務省 大臣委嘱地域力創造アドバイザー
日蓮宗 本證山 妙法寺 第41世住職
高野 誠鮮 氏
- 【演題】 「ローマ法王に米を食べさせた男
～可能性はチャレンジするから見えてくる～」

～ 令和元年度 ～

中学生の『税についての作文』入賞者を表彰!

令和元年 11 月 18 日 (月) 於：高岡市ふれあい福祉センター

共催：全国納税貯蓄組合総連合・国税庁／後援：公益財団法人全国法人会総連合 他

正しい税のしくみと役割を理解してもらう目的で、全国納税貯蓄組合総連合と国税庁が共催で、全国の中学生から「税についての作文」を募集。全国法人会総連合も平成 24 年度から後援協力を行い、高岡税務署管内で募集した作文の中の優秀な作品 1 点に高岡法人会会長賞が贈られた。

表彰された方々は次のとおりです。

～ 高岡税務署管内表彰 ～

★★★★『税についての作文』入賞者の方々★★★★

★ 《金沢国税局長賞》 「未来を担う僕らの発信」	高岡市立高岡西部中学校 3 年	こうさか 上坂	たすく 大空
★ 《高岡税務署長賞》 「『税』の恩恵」	高岡市立芳野中学校 3 年	は おか 羽岡	い ずみ 依純
「社会の変化にあった税の在り方を考える」	高岡市立志貴野中学校 3 年	やまもと 山元	る あ 琉聖
★ 《富山県知事賞》 「私たちのこれから」	射水市立小杉南中学校 3 年	やまざき 山崎	り お 梨央
★ 《北陸納税貯蓄組合総連合会会長賞》 「私たちのための税金」	高岡市立伏木中学校 3 年	いわさか 岩坂	ともき 友希
★ 《富山県納税貯蓄組合総連合会会長賞》 「10%の幸せ」	高岡市立高岡西部中学校 3 年	さやま 佐山	み ほ 実穂
★ 《高岡税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞》 「重たい教科書」	射水市立小杉中学校 3 年	つちだ 土田	ま み 麻未
★ 《北陸税理士会高岡支部長賞》 「身の周りの税を考える」	氷見市立十三中学校 3 年	やました 山下	ひろと 洸人
★ 《公益社団法人高岡法人会会長賞》 「税のありがたさ」	高岡市立高陵中学校 2 年	しま 嶋	ここな 心菜
★ 《高岡税務署管内青色申告会連合会会長賞》 「税で授業が快適に」	高岡市立芳野中学校 2 年	うえの こうたろう 上野孝太郎	
★ 《高岡間税会会長賞》 「『税』の大切さ」	氷見市立十三中学校 2 年	たかはし 高橋	ももか 百叶

～ 令和元年度 ～

中学生の『税についての作文』

金沢国税局長賞

「未来を担う僕らの発信」

高岡市立高岡西部中学校3年 こうさか たすく 上坂 大空

昨年12月、2018年のふるさと納税の期限がせまっているとニュースで見かけた。父に聞くと「やり方が分からないからやってみたいけど・・・。」という言葉が返ってきた。ふるさと納税の高価な返礼品が問題になっている事は知っていたが、納め方に関しては自分から知ろうとしなければ情報は入ってこない。税金の仕組みについて考える時、受け身ではいけないと僕は、この時初めて気付いた。

僕がふるさと納税に興味を持った理由、それはアウンサーの方に言葉がとても印象的だったからだ。「私は東京で仕事をしていますが、今の自分があるのは故郷に住む人々が支え、育ててくれたおかげです。一人一人に恩返しする事は難しいので、ふるさと納税を通して故郷の方々に恩返しをしようと思っています。」この言葉を聞いて僕は小学校の登下校時に猛暑や大雪の日でも立って見守り隊をしてくれた校下のおじいさん、おばあさんが脳裏にうかんだ。国道沿いの通学路は車の出入りも激しく危険だったが、見守り隊の方々の「いってらっしゃい。」「おかえり。」という声と笑顔で安心して通う事ができた。僕も恩返しをしたい。その思いで、ふるさと納税について調べてみる事にした。

2018年度の高岡市のふるさと納税による寄附金は17年度比889万円増の4797万6千円で過去最高になった。税金のおかげで僕の中学校にもエアコンが設置さ

れ、受験生にとっては特にありがたかった。ふるさと納税は日常にあふれる税の恩恵を自治体それぞれの考えでふるさとの発展につなげていけるすばらしい制度だ。返礼品を選ぶサイトには、伝統を守るために使われる使い道も載っていた。後継者不足に悩まされている伝統工芸が税の恩恵で未来へつながり、ふるさとが活性化される。それによって住みよい暮らしを送る事ができ、きっとお世話になった見守り隊の方々への恩返しにもつながっていくだろう。

僕は早速、父に相談した。父は、「大空の方が詳しいな。選挙権も18歳に引き下げられたし、若いうちから社会制度に関心を持つ事ってやっぱり大事なな。いろいろ調べてくれてありがとう。」と言ってくれた。働いていないからといって、税金の事は子供に関係ないとは思わない。税金の仕組みをよく知り、どのように活かされ、自分達がどんなに助けられているかに気付く事が大切だ。SNSやネットに強い僕らだからこそできる税との関わり方があるはずだ。

まずは、両親とふるさと納税について話し合ってみる事から始めてみたらどうだろう。きっと今まで気付かなかった税の使い道をたくさん知る事ができると思う。未来を担う僕らから発信していく事、それがふるさとへの恩返し、一人一人への恩返しの第一歩だ。僕は発信し続けたい。今を生きる人、未来を生きる人のために。

高岡税務署長賞

「税」の恩恵

高岡市立芳野中学校3年 は おか い ずみ 羽岡 依純

私達が今、当たり前だと思っていること。学校の教科書が無料で与えられることや、何かあったとき救急車がきてくれて手当てをしてもらえること、ゴミを回収してくれることなど、さまざまなことが挙げられます。これらのことは税金によって成り立っています。令和元年私が生まれてから14年、私も税の恩恵を受けました。しかし、もし税がないとどうなるのでしょうか。

今年は天皇が即位されたことによって十連休になりました。私は十連休を楽しく過ごしていました。しかし母には困る事が起きました。それはゴミの処理です。連休の間、一回しかゴミの回収が行われず、家族の多

い私達には大変でした。生ゴミの臭いがたちこめて耐えきれず、冷蔵庫に保管しました。しかし冷蔵庫も生ゴミだらけになりました。これがずっと続くことになればもっと大変になるでしょう。ゴミの回収が当たり前ではないこと、税の大切さに改めて気付きました。

また、救急車が有料になったらどうでしょう。実際、外国では救急車が有料の国が多く、1回につき約3万円もします。こうなってしまうたら、人々は救急車を呼ぶのにためらいを感じてしまうかもしれません。救える命を救えなくすることにもつながりかねないと思います。日本では現在、うれしいことに救急車が無料

です。お金の有無に関係なく誰でも呼ぶことができます。毎日のように救急車のサイレンが聞こえてきて、その度に誰かの命が助けられようとしているのだと思います。

しかし近年、いたずらによる通報が増加しているようです。いくら「無料」でも、それは「自由」という意味ではありません。先程述べたように、救急車の料金は高額です。税金によって成り立っています。だから、本当に危険な時以外は使わないでほしいです。もし、自分で判断できない場合は、アプリを使うという方法もあります。緊急事態の時はアプリからすぐに通報することができます。シンガポールのようにいたずらだった場合のみ、料金を発生させるのも良いと思います。

高岡税務署長賞

社会の変化にあった税の在り方を考える

高岡市立志貴野中学校3年 やまもと るあ 山元 琉聖

日本国憲法第30条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

この「納税の義務」は「勤労の義務」「教育の義務」となっており、国民の3大義務の一つとされています。

では、なぜ「税」が必要なのでしょう。

それは、私たちが納めている税は、国民の「健康で豊かな生活」を実現するために国や地方公共団体が行う活動の財源となるからです。例えば、教育・福祉・年金・医療といった「社会での助け合いのための活動」や、道路・水道の整備、消防・警察といった「国民に役立つ公的サービス」に使われています。納税は、国を維持し、発展させていくために欠かせないものです。

つまり、税は、私たちの生活に深く結びついています。

私は、今、気になっていることがあります。それは、2019年10月から消費税が10パーセントに引き上げられることです。消費税は、私たち中学生も、子供の頃から日常で当たり前を支払っている税です。つまり、私たちにとって最も身近な税と言えます。

ところで、消費税の使い道はどうなっているのでしょうか。また、本当に増税の必要はあるのでしょうか。

そこで調べてみると、次のことがわかりました。消費税には、国の消費税と地方消費税があります。そのうち、国の消費税は、ほぼ全てが社会保障財源に使われています。それは、年金・医療・介護・子育て支援の四つのことです。

このように、私達は税がないと豊かな生活を送ることができません。逆に今の豊かな暮らしは税のおかげと言っても過言ではありません。しかし、税の使い方を誤ると税の意味がなくなってしまいます。税金が正しい道で使われるためにも、税がある意味、税の大切さを一人一人が意識することが大切だと思います。

アメリカの有名な法律家であるオリバー・ウィンデル・ホームズさんの言葉にこのようなものがあります。「租税は文明社会の対価である。」

この言葉は彼が判決文の中で示しました。税があることで文明社会は成り立ち、文明社会には税が不可欠だということです。私も文明社会の一員としての自覚を持ち、わずかながら協力していきたいと思います。

驚いたことがあります。社会保障費の足りない分は、国債を発行し埋め合わせをしているということです。国債は、いわば国の借金です。しかし、この国債も、いつまでも借り続けるというわけにはいきません。

また、日本の抱える問題の一つに「少子・高齢化」が挙げられます。日本は、世界に例をみないほど急速に「高齢化」が進んでいます。同時に、出生率の低下による「少子化」も進んでおり、21世紀半ばには、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢化社会がおとずれることが予測されているのです。

もし今の社会保障制度をそのまま放置すると、医療や年金の負担は上がり続け、次の世代に莫大な負担を残すことになると思います。

そういうことから、これからの日本の少子・高齢化や厳しい財政状況をふまえ、安心して豊かな生活を実現するための社会保障制度や、持続可能な財政構造を構築する上で、増税は必要なことであると考えます。

消費税が10パーセントに引き上げられることは、支払い金額が多くなり「負担である」と考えがちですが、社会保障として支援を受けるためには必要なことだと思います。

税、それは国民が健康で豊かな生活を実現するために大切なものと言えるでしょう。

パソコン スマホ から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

- 👍 税務署に行く手間がかかりません！
- 👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告



確定申告書等作成コーナーの
利用率
2人に1人以上が利用

確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答 スマホ専用画面
はこちらから！



STEP

2

「確定申告書等作成コーナー」 で申告書を作成

- 👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！
- 👍 一部の方はスマホ専用画面で作成も可能

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード

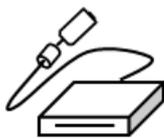


スマホから申請が
可能です。



スマホによる申請
はこちらから！

② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



対象端末の一覧
はこちらから！

(注) ・令和元年分の確定申告書等作成コーナーでは、令和2年1月31日から、スマートフォンやMicrosoft Edge からマイナンバーカードを利用したe-Tax送信のサービスが開始となる予定です。

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。



高岡 税 務 署

2019.12

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

申告書などを税務署へ提出する際は、“**毎回**”

マイナンバーの
記載

123...

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!

※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類



マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

・マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

ポイント!

マイナンバーカードは、番号確認と身元確認が1枚で可能な唯一のカードです。
是非、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください!



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

※平成30年1月以降、一部の手續について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

マイナンバーカードの取得方法は?

意外と簡単!
スマホから申請
できます!

マイナンバーカードは郵便・パソコン・スマホなどから申請でき、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

[マイナンバーカード 取得方法](#)

マイナンバーカードが
利用できる場面が、
今後どんどん拡大する
見込みです!



いろいろな行政手續が
マイナンバーカードを使って
便利に利用できるようになる
予定ですので、お早めの取得を
おすすめします!

スマホによる申請
はこちらから!



「インボイス制度導入で、免税事業者は？」

税理士 岩城 修

昨年10月1日から消費税率の引上げと軽減税率制度の導入が実施されましたが、令和5年10月から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。適格請求書を発行できるのは発行事業者登録を行った課税事業者に限られ、同制度の導入後は原則として免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額は控除できなくなります。これを受け、昨年2月26日の衆院財務金融委員会において財務省は、約500万者（個人・法人）とされる免税事業者の約3分の1に当たる161万者程度が課税事業者に転換するとの見込みを示しており、同制度の導入により相当数の免税事業者が課税事業者への転換を迫られるものとみられます。

昨年10月1日からの消費税率の引上げ等に伴い、消費税の仕入税額控除の方式として導入された「区分記載請求書等保存方式」は、記載事項等がいくつか追加されたものの基本的に従来の「請求書等保存方式」を維持しており、免税事業者からの課税仕入れに係る消費税額も従来通り仕入れ税額控除の対象となっています。

しかし、インボイス制度では、令和5年10月～令和11年9月末まで設けられる経過措置の適用期間（6年間）および一部の請求書等の交付を受けることが困難な取引を除き、事業者は適格請求書に記載された消費税額しか仕入税額控除の対象とすることができません。適格請求書は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」しか発行ができず、結果として免税事業者との取引は仕入税額控除の対象から外れることとなります。

仕入税額控除の対象から外れると、免税事業者から仕入れを行う事業者が課税事業者で簡易課税制度を適用していない場合、従来通りに取引をしていると消費税の納付額が増加します。取引先に免税事業者と適格請求書発行事業者があり取引価格が同額の場合、適格請求書発行事業者からの仕入れの方が消費税の税額計算上有利となり、免税事業者との取引を排除する事態が起り得ます。これを避けるため、免税事業者の課税事業者への転換が見込まれるというわけです。

■ 今後の懸念（日本商工会議所の見方および警告）

免税事業者が課税事業者に転換すれば、当然、消費税を納める必要が生じるが、

1. 消費税の価格転嫁が困難な状況に加え、消費税制度の複雑化によって免税事業者の課税転換は極めてハードルが高いとの見方
2. このままではインボイス制度導入を契機に、小規模事業者の廃業増加や複雑な納税事務を回避するため免税事業者に留まる小規模事業者の成長意欲の低下など、地域経済の衰退に拍車をかける恐れがあると警告

（参考資料：週刊税のしるべ・国税庁HP等）

～北陸税理士会高岡支部役員との懇談会開催～

高岡法人会では、北陸税理士会高岡支部役員と当会の正副会長との懇談会を11月26日（火）に開催した。

懇談会では、川西邦夫法人会会長、中野岳高岡支部長の挨拶、税理士会高岡支部及び高岡法人会の活動状況について説明のあと、川西会長から中野支部長へ「会員増強に対するご協力のお願い」文書を手渡し、税理士会高岡支部の税理士先生方に「法人会への加入勧奨」のお力添えを頂けるよう依頼した。



新会員会社のご紹介



株式会社 能作プレステージ

代表取締役社長 能作 克治

弊社は射水市にコールセンターを持つ株式会社プレステージ・インターナショナルと、高岡市に本社をもつ株式会社能作との共同出資により、2018年に設立しました。高岡市の伝統である「鋳物」の誇りたる技術を継承・発展させ、進化したブランドとして日本、世界に発信する事業を行います。日本の伝統産業は後継者がいないという理由でたくさんの伝統が消えようとしています。それに歯止めをかける機会になるよう新しいビジネススタイルを構築していく予定です。第一弾として完成した「かんばせ」は日本ならではの見立てを演出し、高岡銅器の高度な加飾技術（彫金、研磨、着色など）を施し完成しました。能作の本社ショップなどにて展示販売しています。



新会員のご紹介

令和元年8月～

新会員紹介

法人名	代表者
高岡市	
(株)ファインライフ	川原 辰也
(株)高美	柳 安奈
庄川アスコン(株)	綱川 祐一
(株)兼杜	才高 人思
(株)能作プレステージ	能作 克治
(株)アイポーズ	柿谷 将人
イセ・エメラルドウェイ(株)	清水 淳正
(株)安全性研究センター高岡	金森 洋平
(株)町衆高岡	塩崎 吉康
税理士法人あぶらたに事務所	油谷 敬史
(株)e-しゃらく	河合 宗和
(株)小川金属	小川 元章
(株)アイケイ	花田 修一
(有)友進電機	津幡 均
(株)大野商会	大野 海

法人名	代表者
射水市	
BM企画(株)	中村 哲二
(有)みいず	又川ふさ子
(同) 保険営業サービス	山崎 重夫
氷見市	
(株)ひみ花の里ドッグラン	加藤 茜
(株)高澤酒造場	高澤 龍一

賛助会員

賛助会員名	代表者
上出 晶菜	上出 晶菜

総会記念講演会のご案内

テーマ 『アメリカ人から見た「和」の国 日本』



- 日 時 / 令和2年5月21日(木) 15時30分～17時
- 会 場 / ホテルニューオータニ高岡 4階
高岡市新横町1番地 (0766-26-1111)
- 講 師 / 米カルフォルニア州弁護士 タレント

ケント・ギルバート 氏

〈講師プロフィール〉

1952年、米国アイダホ州生まれ、ユタ州育ち。71年、米ブリガムヤング大学在学中に19歳で初来日。75年、沖縄国際海洋博覧会の際にアメリカ館のガイドとして再来日。80年、大学院を卒業し法学博士号と経営学修士号、カリフォルニア州弁護士資格を取得。東京の国際法律事務所に就職。83年、テレビ番組『世界まるごとHOWマッチ』にレギュラー出演し、一躍人気タレントとなる。

近年は企業経営や講演、執筆活動も行う。

夕刊フジ連載『ニッポンの新常識』、読売テレビ系『そこまで言って委員会NP』、DHCシアター『真相深入り！虎ノ門ニュース』などで、「国が国民を守れない憲法9条こそが憲法違反」などの大胆な発言が話題になる。

公益社団法人 高岡法人会第9回定時総会

会 場 ホテルニューオータニ高岡 4階 令和2年5月21日(木) 14時

表紙説明

藤子不二雄[Ⓐ]先生のふるさと・氷見市

まんが家・藤子不二雄[Ⓐ]先生は氷見市生まれ。

JR 氷見線を走る忍者ハットリくん列車では、ハットリくん
の声で沿線ガイドが車内放送されています。

また、氷見市中心部では、代表作「忍者ハットリくん」を筆頭
に藤子[Ⓐ]先生のキャラクターをいたる所で発見できます。

藤子[Ⓐ]先生にゆかりの作品が数多くある比美町・中央町を
中心としたまちなかを『氷見市 藤子不二雄[Ⓐ]まんがワールド』
と総称しており、『氷見市潮風ギャラリー』は、このまんがワ
ールドの中核施設として、原画や複製原画など、藤子[Ⓐ]先生の
作品の数々を展示しています。

お問い合わせ 氷見市商工観光課 0766-74-8106

